

# 令和3年度12月追加補正予算(第8号)の概要

## 子育て世帯臨時特別給付金事業費

(福祉部 子育て支援課)

### 事業概要及び補正理由

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付金を支給することが11月19日の閣議で決定され、内閣府より、**年内に支給を開始**するよう通知があったことから、児童手当の仕組みを活用し、年内の支給開始に対応するため、「子育て世帯臨時特別給付金事業費」として、9億650万円を追加します。

■支給額: 18歳以下の子供一人につき@5万円 × 18,000人分 = 9億円  
※保護者の年収が960万円を超える世帯を除く

### 支給対象者及び支給方法等

	対象者(概要)	支給時期及び支給方法
①	9月の児童手当受給者	対象世帯に通知を送付し、 <b>受給拒否した世帯を除き、年内に支給</b> する。
②	高校生等(※1)の保護者	対象年齢者を含む世帯に、案内を送付し、 <b>申請があり次第速やかに支給</b>
③	令和3年10月1日以降年度内に生まれた子供の保護者	児童手当申請時に手続き
④	①②③に該当する公務員	対応協議中

※1 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで、配偶者を有さない者

### 補正額

(単位:千円)

費目等	予算額	積算根拠
給付金	900,000	中学生以下15,000人 高校生等3,000人
事務費	6,500	支給のためのシステム改修等の事務費
合計	906,500	<b>※財源は全額国費</b>